

会 議 録

名 称	令和元年度第8回目黒区男女平等・共同参画審議会
日 時	令和2年2月6日(木) 午後6時30分～午後8時20分
会 場	目黒区総合庁舎本館地下1階 第15会議室
出席者	(委員) 神尾、小出、岩田、小林、山田、石塚、大本、片渕、佐藤、久保、戸口、福田、宮田 (区側) 人権政策課長、事務局
傍聴者	なし
配布資料	1 答申案(社会情勢の変化に対応した「目黒区男女平等・共同参画推進計画」の改定の考え方について) 2 令和元年度第7回男女平等・共同参画審議会会議録 3 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿(令和2年1月20日現在)
会議次第	1 開会 2 新委員紹介 3 「社会情勢の変化に対応した『目黒区男女平等・共同参画推進計画』の改定の考え方について」の答申案について (1) 総論・目標1～4の答申案の内容説明(計画改定小委員会委員から) (2) 修正等の意見交換及び次回審議会に向けたまとめ 4 その他 (1) 次回の審議会の予定 5 閉会
会議の結果及び主要な発言	1 開会 会長が司会・進行 定足数、傍聴者の確認 2 新委員紹介 日吉委員が審議会委員を退職し、推薦団体である区立中学校PTA連合会から和田委員が推薦され、委嘱されたことを会長が報告。 3 「社会情勢の変化に対応した『目黒区男女平等・共同参画推進計画』の改定の考え方について」の答申案について (1) 総論・目標1～4の答申案の内容説明(計画改定小委員会委員から) 総論、目標1～4の順に答申素案の作成を担当した委員が内容を説明。 (2) 修正等の意見交換及び次回審議会に向けたまとめ 【総論】 (委員) P3にある「地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」とはどのような意味か。 (委員) 地域社会と働く場が関連することは少ないが、東京都の総合計画では、地域社会においても女性の活動機会の拡大を重点課題としているも

のである。

(委員) 掲げるべき目標の一つに「人権と性の多様性が尊重される社会の形成」とあるが、性の多様性も人権の一つと考えられるので、違和感がある。性の多様性の尊重は人権の尊重につながるという意味だと思うが、それならば少し表現を変えた方がよいかもしれない。

(委員) 人権の中でも新たに表面化してきた問題と言え、強調するために項目名の中に記載されたものとする。趣旨としてはよいため、表現の問題である。

(委員) 意味としては、性の多様性を含む人権が尊重される社会を形成することを表している。

(委員) 3行下に「人権とともに」という文章がある。

(委員) 「ともに」はまた少し異なる表現である。

(委員) タイトルはそのままにして、本文で性の多様性が人権に含まれていることを説明するのはどうか。

(委員) 性の多様性以外の人権をこの目標で取り上げるのかどうか曖昧になる恐れがある。目標3の中では性の多様性以外の内容についても記載されているため、それが含まれることはわかるが、目標3の具体的な取組みの方向性1に記載されているように、人権を尊重する意識の醸成があり、それではじめて2の多様な性への理解の促進につながる。それを踏まえて考えると、人権と性の多様性を並列で記載することにはやはり違和感がある。

(委員) 今の意見を受けて、目標3の答申文を、人権には性の多様性が含まれており、そのことを前提とした表現にすることとしたい。

(委員) 人権の中でも、特に性の多様性が尊重される社会という表現ならば文章としては問題ない。

(委員) 性の多様性が認められてきているという表現も大事ということか。

(委員) 性の多様性の問題は、最近生じたものではなく、これまであまり意識されていなかっただけであり、最近特に意識されるようになってきたというものである。

(委員) P5(6行目)「③の目標に」の後に、「これまで認識されてきた人権とともに、重要な人権として認識されるようになってきている性の多様性」と続けるのはどうか。

(委員) P1の特色①の記載と連動させて、P6の重点課題の目標2についても、男性に対する記載を追加した方がよい。

また、P2③にある防災については、重点項目にすることについて議論はしなかつたらどうか。

(委員) 重点項目は各目標の一つという考え方に立っており、目標1では防災会議も含めてポジティブ・アクションの推進としている。

(委員) ポジティブ・アクションについては、2通りの意味があり、例えば、P1②は狭義のポジティブ・アクションである。一方で、P3①の積極的改善措置は広義のポジティブ・アクションであり、混在している。逆

差別の恐れがあり、暫定的に実施されるものが狭義のポジティブ・アクションであり、啓発活動など、暫定性のないものは逆差別の問題も生じないため、広義のポジティブ・アクションである。内閣府のホームページでも2通りの使い方をしている。その区別はしなくてもよいだろうか。

(委員) 両方共有しているというのではダメだろうか。はっきり区別せずに使用するという考え方では問題があるだろうか。

(委員) 広義は狭義を含むため、広義で使用するという考え方であれば成立する。ただし、P1②は明らかに狭義で使われているため、その考え方と齟齬が生じており、そのことに違和感がある。

(委員) 前回の答申にあるポジティブ・アクションの定義は、狭義のポジティブ・アクションを指しているように読める。

(委員) 今回の答申案に記載されている積極的改善措置は、暫定性を要求しない内容になっており、広義のポジティブ・アクションになっている。

(委員) P1改めて強調している視点②は、女性活躍推進法第8条のことを言っていると思うが、女性採用・登用の推進については、いわゆるアフーマティブ・アクションのみを指しているのではなく、導入策として広義と捉えることもできるのではないかと。

(委員) P2にあるポジティブ・アクションは広義で使われており、全て広義で使用しているという考え方ならば、認識の問題なのでそれでよいが、国の基本計画においては、アフーマティブ・アクションとして使用されているものとそうでないものも含めて使用されている。

(委員) 内閣府のホームページでは、ポジティブ・アクションの定義として、「一義的に定義することは困難ですが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。」と記載されており、今の意見は、この特別の機会の提供と暫定的な措置のことを捉えたものと考えてよいかと。

(委員) 国の基本計画では、暫定性と特別の機会の提供は定義に記載されておらず、広義の意味で使用されている。内容を見ても、暫定性や特別の機会の提供を伴わないものについてもポジティブ・アクションという言葉が使用されており、広義で使用しているという点において一貫している。

(委員) 暫定性はポジティブ・アクションの前提であり、記載されていなくても適用される考え方なのではないかと。

(委員) 以前はアフーマティブ・アクションという言葉が使用されていたが、男女格差を積極的に改善していくという趣旨の政策を展開する中で、必ずしもアフーマティブ・アクションが適用されないものも出てきたため、ポジティブ・アクションという言葉が多義的になったという経緯がある。区別せずに使うということであれば、それでもよいのかも

しれない。

(委員) 男女間の格差がなくなれば終わるという意味の暫定性は含まれている。

(委員) 現在議論している暫定性とは、その措置を続けると逆差別になる恐れがあるから実施は暫定的に行う必要があるという趣旨であり、社会が平等になるまでの暫定的な措置という意味ではない。

(委員) 雇用機会均等法第8条ではそうかもしれないが、第20条では日常的に調査を行うことを念頭に置いており、少し異なる。措置にも段階があり、そのことも踏まえて表現をどのようにするかという問題ではないか。

【目標1】

(委員) P8に「ポジティブ・アクション対象項目」と記載されているが、これは何を意味しているのか。

(委員) 内閣府のホームページに、ポジティブ・アクションの必要性が記載されており、そこには、「日本における女性の参画は徐々に増加しているものの、他の先進諸国と比べて低い水準であり、その差は拡大しています。これまでの延長線上の取組を超えた効果的な対策として、暫定的に必要な範囲において、ポジティブ・アクションを進めていくことが必要」と記載されている。

(委員) 格差がなくなったら措置をやめるという意味での暫定性ではない。啓発活動は逆差別になる恐れはないため、必要悪ではなく、暫定的に実施する必要はないが、男女格差がなくなればやめるという意味では暫定的である。

(委員) ポジティブ・アクションは措置であり、啓発活動は措置ではない。

(委員) 積極的改善措置の中に啓発活動も含めて使われるのが一般的である。

(委員) 狭義の意味で考えた場合、啓発活動はポジティブ・アクションとは言わない。

(委員) 内閣府のホームページには、ポジティブ・アクションの手法として、
(1) 指導的地位に就く女性等の数値に関する枠などを設定する方式
(2) ゴール・アンド・タイムテーブル方式(指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法)
(3) 基盤整備を推進する方式(研修の機会の充実、仕事と生活の調和など女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する方法)が記載されており、(3)が啓発活動に当たる。

(委員) 広義で使用するか狭義で使用するかは認識の問題であるが、P8に記載された具体的な取組みの方向性は提言であり、認識の問題ではない。ポジティブ・アクション対象項目とは何かについては、明確にする必要がある。

(委員) ポジティブ・アクション対象項目とは、付属機関等の女性委員割合や区の女性管理職割合など、数値目標と達成時期を設けている項目である。

- (委員) それは広義のポジティブ・アクションでよいか。
- (委員) ゴール・アンド・タイムテーブル方式によるものである。
- (委員) 内閣府のホームページの内容でいうと、クォータ制は狭義であり、ゴール・アンド・タイムテーブル方式は広義で使われていると推察される。
- (委員) 目標1～4は審議会としての具体的な提言を記載するものだが、その中で、ポジティブ・アクションの定義を曖昧にしてもよいのか気になった。広義として一貫して使用するならそれでもよい。
- (委員) 狭義も広義も含めるといふ考えであれば齟齬は生じないのではないか。
- (委員) ポジティブ・アクションが2通りの意味で理解されてもよいということであれば、定義に対する考え方をそのようにしてもよい。
- (委員) P8「性の多様性尊重、平等意識の啓発は、幼児期から行われる必要がある。」とあり、それが急務であるとされているが、どの程度の幼児から教育や啓発を行うべきかはもう少し議論を待った方がよく、表現を修正した方がよいかもしいない。幼児が混乱する恐れもある。
- (委員) 例えば、保育園で男の子は青い帽子、女の子はピンクの帽子というような刷り込みにつながる可能性もあり、それを考えると幼児期から教えるのも大事だと思う。それぞれの年齢に応じた教育を行うことが大切ではないか。このことは、むしろ、教える側にとって重要な課題である。
- (委員) 「全世代的」というような表現にしてはどうか。
- (委員) 基本的な価値観は幼児期に刷り込まれる。幼児に接する人が性の多様性を尊重する価値観を持っていなければならない。その必要性を述べるためにこのような表現になったものと理解している。
- (委員) 小さい頃から刷り込まれたことが大人になって実現すると考えれば、幼児を意識した環境を作ることは重要ではないか。
- (委員) この話は、性の多様性の中でもジェンダーに該当するのではないか。
- (委員) 「若年齢」という表現はどうか。
- (委員) 性教育については、いつからどのように教えていくかについて、小学校・中学校ともにナーバスになっているようである。
- (委員) 性による区別がはっきりしていない社会になるとよいということが伝わればよいと思う。
- (委員) P10の4については、環境整備が必要であることを言いたかった。啓発もメディアの影響力管理も大人の意識啓発と知識の充実が必要である。子どもが見てもわかるようなパンフレットについては、豊島区などで作成している例があるが、そのようなものも活用して幅広い啓発につながることを述べている。
- (委員) P8前文四つめの「・」については、P10の4(1)を少し要約した内容にすることとしたい。
- (委員) 幼児期から啓発することは大切だが、授業のような形で実施するのではないことを表現に取り入れた方がよい。

【目標2】

(委員) P 1 1 前文にある区民意識調査の記述について、「男女平等である」という質問の回答は、回答者の平等についての意識の違いが回答内容に大きく影響するため、分析に使用しにくい。「良くなった」や「変わっていない」という選択肢であればよいが、平等になったという状態は、色々な評価が含まれているため、どう変わったかを尋ねる方が有効である。

(委員) 現在は設問がそのようになっているため、この文章を削除するかどうかである。

(委員) 目黒区は待機児童がゼロになるという見込みであることが新聞に記載されていた。

(委員) 新設の保育園を合わせて定員を計算すると、計算上ゼロになるという話のようである。ただし、その情報により転入する方もいるため、実現できるかどうかはわからない。

(委員) P 1 3 の 3 介護の分担について、男性の意識の問題もあると思うが、仕事の状況による部分も大きい。4につながっていく話だとは思いますが、ここでは意識の問題が大きいという整理がされている。

(委員) 3では、意識としては同じ程度に分担すべきと考えている男性が多い反面、実際の分担は女性に偏っている状況があり、それには、男性がどのように介護したらよいかわからないことやスキルがないということが要因の一つにあり、それに絞って記載している。それらを分担するための環境整備を事業者が行う必要があることについて4でまとめている。

【目標3】

(委員) P 1 4にあるメディア・リテラシーの一層の強化について、不適切なメディアに、インターネットやSNSについても記載した方がよい。

また、P 1 6のリプロダクティブヘルス/ライツについて、「幼児期から体の仕組みを知り」は削除又は修正により少しぼかした方がよいのではないか。

(委員) 「他者と自分の違いを知り」などはどうか。

(委員) 年齢的に早いという意味か。

(委員) どのように教えるかについて、課題が多い。

(委員) 幼児期から始めることについてはよいか。

(委員) それはよい。

(委員) 「体の仕組み」という表現を変えたらよいのではないか。

(委員) 検討し、修正する。

(委員) P 1 4前文にあるセクシュアル・ハラスメントが犯罪であるとした文章について、全てのセクシュアル・ハラスメントが犯罪になるわけではないため、少し言い過ぎではないか。

(委員) 人としての尊厳をないがしろにはしている。

(委員) 前の行にある「行為」を「犯罪」のところに置き換えてはどうか。

(委員) 表現を検討し、修正する。

【目標4】

- (委員) 予算のことはどの程度意識すべきなのか。
- (区側) 答申を踏まえてその後の対応を検討するため、内容を重視していただきたい。
- (委員) P20にあるセンター移転を提案する文章について、認知率が低い要因が立地場所であるかもしれないという状況であれば、移転も一つの手法であるとする程度にした方がよい。立地場所が主な要因である可能性が高いという主張にするのであれば、現在の案のように移転が望ましいとしてもよいが。
- (委員) 「かもしれない」よりも「可能性が高い」の方がよりダイレクトに伝わると思う。
- (委員) 立地場所が主な要因であるという分析は正しいだろうか。知っているかどうかという点においては、場所の問題だけではないかもしれない。
- (委員) 少なくとも、区民が足を運ぶ施設の中に置いた場合、意識しなくても目に入ることで、認知率は上がっていくと考えられる。
- (委員) 中目黒スクエアは住区センターという印象が強い。
- (委員) 総合庁舎の入口に、男女平等・共同参画センターが中目黒スクエアの中にあることを宣伝する掲示物を設置したらよいのではないか。
- (委員) スクエアにしても区民センターにしても、区の東端にあるため、西部地域の人あまり利用しない。
- (委員) 実施しているイベントが掲げられていると、興味のある人は行くかもしれない。
- (委員) 抜本的な方策として、移転を区に提案し、気付きを促したい。
- (委員) センターは拠点であるため、このような内容は答申に含めてもよいのではないか。
- (委員) 他に意見がなければ、本日の議論はこれで終了し、次回の審議会で最終的な案を示すことにしたい。

4 その他

(1) 次回の審議会の予定

- ・次回は令和2年3月9日の午後6時30分から総合庁舎内で開催する。
- ・会場は別途開催通知で案内する。

5 閉会

以 上